

利用者情報システム会員規約

(目的)

第1条 この規約は、(株)熊本アグリシステム（以下、「アグリシステム」という。）が県下農家の農業経営の合理化・効率化、地域農業の振興および地域社会の活性化等に資することを目的として、利用者情報システム（以下、「システム」という。）を通して行う各種情報の提供並びに会員のシステム利用等について定める。

(規約の変更)

第2条 アグリシステムは、会員の承諾を得ることなくこの規約を変更することがある。この場合には、情報の提供やシステムの利用およびその他の条件は、変更後の規約によるものとする。

(会員資格)

第3条 会員となってシステムを利用することのできる者は、システムの利用を希望する者で、地域農業の振興並びに地域社会の活性化に一定の役割を果たしている者とする。

(加入申込)

第4条 会員となろうとする者（以下、「申込者」という。）は、この規約を承諾した上で、所定の加入申込を(株)熊本アグリシステムに提出しなければならない。

2. アグリシステムが、前項の申込を承諾し、当該申込者に対しシステム利用に係る接続IDとパスワード、ユーザIDとパスワード（以下、「ID」という。）を記載した会員通知書を送付したときに会員となる。
3. アグリシステムは、前2項の規定に拘わらず、次の場合には、加入の申込を承諾しないことがある。
 - (1) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (2) 申込を承諾することが、技術上またはシステムの運用上著しい支障があるとアグリシステムが判断した場合
 - (3) 過去に不正使用などにより、第10条の利用停止の措置を講じられていた場合
 - (4) 申込者が20歳未満で、申込に当たり保護者の同意を得ていない場合
 - (5) その他、会員となることがふさわしくないとアグリシステムが判断した場合

(ID等の管理)

- 第5条 会員は、付与されたID等の管理およびID等の使用に伴って生じる責任を負うものとする。
2. アグリシステムは、ID等の使用上の過誤または第三者による不正使用等により会員が被った被害について、一切その責任を負わないものとする。

(変更の届出)

- 第6条 会員は、加入申込書の記入事項に変更があった場合、直ちにアグリシステムに届け出なければならない。
2. アグリシステムは、変更の届け出がなかったことにより会員が被った被害について、一切その責任を負わないものとする。

(権利譲渡の禁止)

- 第7条 会員は、このシステムを利用する権利一切を譲渡することができない。

(脱会)

- 第8条 会員が脱会しようとするときは、所定の方法によりアグリシステムに届け出なければならない。
2. 会員は、アグリシステムが前項に定める届け出を受理したときに脱会するものとする。
 3. 前項の場合において、システムの利用中に係る会員の負担すべき一切の債務は、脱会した後においてもその債務が履行されるまで消滅しない。

(利用中止)

- 第9条 アグリシステムは、次の場合において、会員のシステム利用を中止することがある。
- (1) 設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
2. アグリシステムが、前項の規定により会員のシステム利用を中止する場合、あらかじめその旨を第14条2項の方法により会員に通知するものとする。但し、緊急時やむを得ない場合は、この限りではない。
 3. アグリシステムは、第1項による会員のシステム利用を中止することについて、一切その責任を負わないものとする。

(利用停止等)

第10条 アグリシステムは、次の場合において、会員のシステム利用を停止または直ちに脱会させることがある。

- (1) 申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
- (2) 第18条の会員の義務反する行為および第19条の著作権の規定に違反した場合
- (3) 第11条の利用料およびその他の債務について、支払期間を経過してもなお支払されない場合
- (4) この規約に違反した場合
- (5) その他アグリシステムが不相当と判断する行為を行った場合

2. アグリシステムが、前項の規定により会員のシステム利用を停止する場合、あらかじめその旨を第14条2項の方法により会員に通知するものとする。但し、緊急時やむを得ない場合は、この限りではない。

3. 会員が第1項の規定により脱会させられた場合、システムの利用中に係わる会員の負担すべき一切の債務は、脱会した後においてもその債務が履行されるまで消滅しない。

(利用料)

第11条 利用料については、別に定める。

(諸費用)

第12条 会員は、システムを利用するに当たり、接続に要する機器等の取得費・回線工事費・その他諸費用、通信費、消耗品費、電気料等の費用一切を負担する。

(会員の維持責任)

第13条 会員は、システムの運用に支障を与えないために、システムを利用するためのパソコンおよびモデム等の機器を正常に稼動するように維持しなければならない。

(会員への通知)

第14条 アグリシステムは、次の各号に定める事項が発生した場合、その旨を会員に通知する。

- (1) この規約の変更
- (2) 新たなサービスおよび機能の提供
- (3) システムの維持・運用に関する変更
- (4) その他アグリシステムが会員に通知すべきと判断した事項

2. 前項の通知は、通知内容をシステム上に入力する方法にて行うものとし、当該通知内容をアグリシステムが入力した日からその効力を生じるものとする。

(情報の消去)

第15条 アグリシステムは、システム用設備の容量に余裕がなくなる恐れがあるときは、当該設備に蓄積されている情報を消去することがある。

(情報の管理)

第16条 会員は、システムを利用して受信または送信する情報について、システムの故障による消失を防止する措置をとるものとする。なお、システムの故障により会員の情報が消失したために発生した損害について、アグリシステムは一切その責を負わないものとする。

(通信利用の制限)

第17条 アグリシステムは、災害の予防、若しくは救援、交通、通信、若しくは電力供給の確保または秩序の維持のために各号に該当する場合、会員のシステム利用を中止することがある。

(会員の義務)

第18条 会員は、システムを利用するにあたり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) システムを利用することにより得られる情報を改ざんする行為
- (2) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為
- (3) 他の会員のID等を不正に使用する行為
- (4) 他の会員、第三者またはアグリシステムの著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) 他の会員または第三者を批判または中傷したり名誉を傷つけるような行為
- (6) 他の会員、第三者またはアグリシステムの財産、プライバシーを侵害する行為
- (7) システムの運用を妨げるような行為
- (8) 法令に違反する行為
- (9) その他、前各号に該当する恐れのある行為

(著作権)

- 第19条 別段の定めのない限り、アグリシステムまたは第三者の創作に係るホームページその他の情報に関する著作権その他知的財産権は、アグリシステムあるいは当該ホームページ創作者および情報の主催者に帰属するものとし、当該ホームページその他情報の集合体としてのシステムの著作権その他知的財産権は、アグリシステムに帰属するものとする。
2. 各コンテンツにおいて、会員が書き込んだ内容に関する著作権その他知的財産権は、当該会員に帰属するものとする。
 3. アグリシステムまたは各コンテンツの主権者は、システムまたは当該各コンテンツの運営上必要な場合に限り、当該各コンテンツに会員が書き込んだ内容を、当該会員の承諾を得ずに利用することがある。
 4. 各コンテンツにおいて、会員が書き込んだ内容に関する著作権その他知的財産権は、当該会員に帰属するものとする。

(秘密保持)

- 第20条 アグリシステムは、システムに関連して知り得た会員の情報を第三者に漏洩しないものとする。但し、裁判所の発行する令状に基づく開示はこの限りではない。

(免責)

- 第21条 アグリシステムは、次の場合には一切その責を負わないものとする。
- (1) 天災、事変、不可抗力、その他システムの故障等の理由により、会員がシステムを利用できなかったとき
 - (2) 会員が、システムを利用して得た情報等に起因して損害等を被ったとき
 - (3) 理由の如何に拘らず、会員がシステム用設備に書き込んだ情報が消去されたことに起因して当該会員が損害を被ったとき
2. 会員は、システムの利用に関連し、他の会員または第三者に対して損害を与えたものとして、当該会員または第三者から損害賠償等の請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、アグリシステムは一切その責を負わないものとする。

附 則

1. この規約は、平成17年8月1日から施行する。
ただし、施行日以前に会員となった者については、その者がシステムの利用を開始した日に遡って本規約を適用するものとする。
2. この規約は、令和6年10月1日に改定する。